

A 喀痰吸引等の制度に関すること〔問No.1～20〕

- 登録事業者〔問No.1～2〕
- 認定特定行為業務従事者〔問No.3～4〕
- 登録研修機関〔問No.5～8〕
- 喀痰吸引等研修〔問No.9～10〕
- 都道府県事務〔問No.11～17〕
- H27 年度対応〔問No.18～20〕

B 経過措置対象者に関すること〔問No.1～4〕

- 経過措置の範囲〔問No.1～2〕
- その他〔問No.3～4〕

C 平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(不特定多数の者対象)に関すること〔No.1～14〕

- 指導者講習
- 研修類型
- カリキュラム
- 講師の要件
- 基本研修
- 基本研修、実地研修
- 実地研修
- 「介護職員によるたんの吸引等の試行事業」との関係
- 委託
- 実施報告

D 平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)に関すること〔No.1～9〕

- 指導者養成事業
- カリキュラム
- 講師の要件
- 基本研修
- 基本研修、実地研修
- 実地研修
- 「介護職員によるたんの吸引等の試行事業」との関係
- 実施報告